

東北三県における津波碑

北原 糸子

1. はじめに

青森、岩手、宮城各県の三陸沿岸地域は明治三陸津波（1896）以来、何回かの津波被害を受けたため、犠牲者を供養し、今後の教訓に活かそうとした津波記念碑が多く残されている。2000年段階までの調査で、その総数は316基に及ぶことが明らかになった。明治三陸津波を1世紀以上経過した現在、碑面の剥落、碑の移転、建物の陰になるなど碑を取り囲む社会環境の変化が著しく、必ずしも碑の建立当時の意図が尊重されているとはいえない現状のものも少なくない。本論は、当時における碑建立の意図やその実現に向けて努力した人々などを碑面の分析から抽出し、その社会的意義を検証しようとするものである。また、現状の調査結果に基づき、過去の教訓を今後の防災に活かすべき素材として積極的な可能性を持つものであることも併せて指摘するつもりである。

2. 三県における津波記念碑の分布

316基の津波碑の三県における分布状況を表-1に示した。まず、全体では明治三陸津波碑は124基、昭和8年津波碑は157基、昭和津波罹災後、明治津波の記念碑を兼ねて建立したものの12基、1960年のチリ津波碑12基、慶長16年（1611）と推定される津波罹災の伝承に基づく碑3基、その他海嘯記念碑などと刻されるのみで対象が明記されていないもの8基がある。現在三県において確認される碑では昭和津波碑が全体の48.5%、明治三陸津波が約40%を占める。チリ津波碑が前2件の場合に比べてはわずか4%に過ぎないのは、津波の発生源が遠く南アメリカ西海岸にあって

災害の様相が異なり、罹災地域が前2件とは異なるためである。対象が不明なものもほぼ明治三陸津波と推定されるが、ここではあえて断定を控えた。

以上の三県の津波碑分布状況（表-1・図-1）は、明治と昭和の津波罹災度の違いを反映した結果と推定されることから、参考までにそれぞれの津波による犠牲者の数を挙げておく。この数値は従来から区々のものが多く、確定した数値は得難いようであるが、正確な数値の確定に努力されている山下文男氏

表-1 東北3県の津波碑分布

県名	m29	s8	m29・s8	s35	江戸時代	空白	計
青森		7				1	8
岩手	114	84	12	7	3	6	226
宮城	10	66		5		1	82
計	124	150	12	12	3	8	316
%	39.6%	48.5%	4.1%	4.1%	0.9%	2.8%	100%

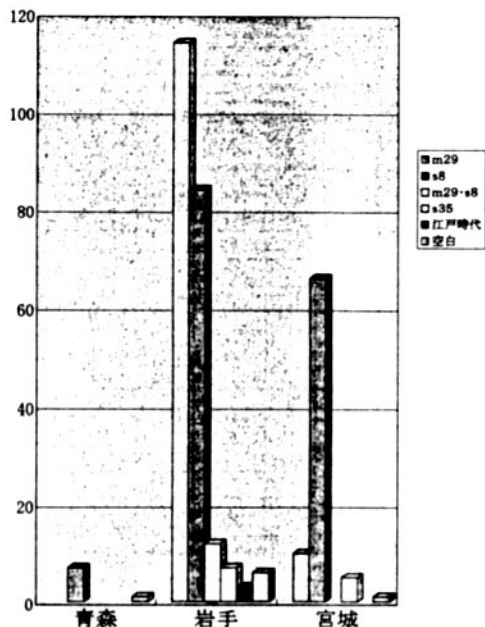


図-1 東北3県の津波碑分布

表-2 明治・昭和三陸津浪の犠牲者数

県名	明治	昭和
青森	343	30
岩手	18158	2658
宮城	3387	307

山下文男「哀史三陸津波」
(青磁社、1982)

のものを参考とした(表-2)。

青森県においても明治津波の被害は決して少なくはないが、現在のところ明治三陸津波碑は確認されていない。18000人以上の犠牲者が出た岩手県には、昭和津波碑の1.5倍に達するほどの明治津波碑が確認されている。宮城県の場合は、犠牲者に比して明治津波碑の数は多くはないといえる。しかし、これに比べ昭和津波碑の数は多く、三県における昭和津波碑の数がここで押し上げられている。このように、必ずしも犠牲者と津波碑の分布が単純な対応関係を示していないのは、そもそ

も津波碑建立が個人的発願による場合よりも、部落、村、町など地域共同体全体の社会的行為として建立された場合が圧倒的に多いことの結果である。したがって、どのような人たちが、あるいはどのような組織が何を契機にそれぞれの碑の建立を思い立ったのか、その要因を探ることは災害罹災地域に於ける社会的対応の伝統的あり方を考える上で重要な素材を提供するものと考えられる。

以下、津波碑建立時期、碑面の内容分析などを明治と昭和の津波碑を中心にみていくことにする。

2. 津波碑建立期について

2.1 明治・昭和津波碑の建立期の比較

明治津波碑の建立年別の状況その他を表-3、また、建立期別の分布を図-2に示した。建立期が刻されているものが124基のう

表-3 明治三陸津浪碑分析

建立年	計	遭難者名	被害状況	施主	摘記
1896	10	2	3	8	
1897	13	3	7	11	
1898	7	1	6	5	
1899	1			1	
1900	2		1	2	
1902	10	1	5	9	7回忌、菩薩像建立例あり、恩賜金
1908	3		2	2	13回忌、牛馬供養碑なり
1909	1				
1912	2			2	
1913	1		1	1	
1918	1				23回忌
1922	1			1	27回忌
1923	1				牛馬供養碑あり
1925	1		1	1	
1926	1				流亡神社再興
1928	7	1	4	5	33回忌、ご真影守り死亡者の顕彰、田地復興記念など
1965	1			1	
1969	1	1			一家流亡、家再興の個人の顕彰碑
1972	1		1	1	1975年、1990年改修の碑
1990	1			1	100年祭
1998	1				消防100周年記念
空白	57	11	7	21	
総計	124	20	38	72	
%	100	16.1%	30.6%	58.1%	

遭難者以下の各項は碑の持つ要素として相互に独立した項目である

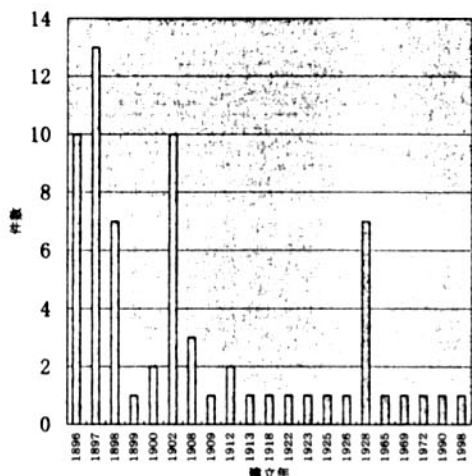


図-2 明治三陸津浪碑建立年

ち68基に過ぎず、全体の45%以上にあたる57基は建立期が不明であるから、ほぼ半分の事例から全体の傾向を論ずることは一般的にいえば困難だといえる。しかし、これは例外的なことではなさそうである。後にみる昭和津波碑の場合も建立期を刻する例が全体の半分強であり、津波碑には建立期を明確に刻さない例が少なくないことがわかる。このことを考え合わせれば、この点も津波碑を考える上で欠かせない重要な点となるはずである。以上を踏まえた上で、全体の状況が示す特徴的な点は、罹災の年にも10基の碑が建てられているが、翌1897、翌々1898年の両3年のうちに建てられたものが2割以上を占めるが、1902年7回忌、1908年13回忌、1928年33回忌などの遠忌に建立されているものも少なくない。

次に昭和津波碑の建立時期その他を表-4、建立期別の分布を図-3に示した。昭和津波碑の場合もすでに触れたように建立時期が刻されたものは157基のうち、85基に過ぎない。しかし、建立期には明治の場合とは異なる傾向にあることがはっきりと窺える。津波罹災の昭和8年(1933)11基、翌1934年54基、翌々1935年に13基建立され、この3カ年のうちに建立年代の刻されたものの90%以上が集中していることである。明治津波碑の場合も両3年に集中する傾向はあったが、これほどの集中度を示していない。こうした集中には理由があった。後章でその理由についての詳細な検討がなされるから、ここでは簡単な説明を付すに留める。つまり、新聞社義捐金のうち、朝日新聞社は津波罹災が報じられた翌日の3月4日から紙面において義捐金

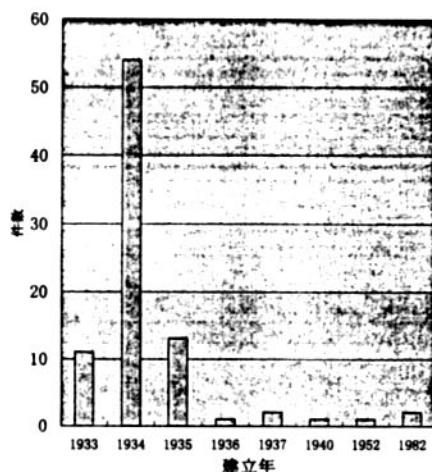


図-3 昭和8年津浪碑建立年

表-4 昭和8年津浪碑分析

建立年	件数	警句	遭難者	被害状況	義捐金	恩賜金	篤志寄付	施主
1933年	11	8	2	10				
1934年	54	47	1	32	31	16	3	29
1935年	13	12	1	6	9	1		13
1936年	1	1	1			1		
1937年	2			2				2
1940年	1	1						1
1952年	1	1						1
1982年	2	1						1
空白	72	50	3	34	40	9		40
計	157	121	8	84	80	27	3	87
%	100	77.1%	6.6%	53.5%	51.0%	17.2%	1.9%	55.4%

募集を行い、募集額に応じて漸次罹災地域に配分した。その総額は21万余円に及んだが、その最終期の募資金4万8千円余を割いて震災記念碑建設に指定し、各市町村に配分したのである(東京・大阪朝日新聞社「三陸地方震災義金報告」1933年8月)。その結果、各市町村はそれぞれ碑面にのちに紹介する津波襲来のとっさの際に役立つような警句と、併せて朝日新聞社の義捐金によって建立したものであることを碑面に刻することになったのである。

2.2 明治・昭和津波碑合祀の場合

これらの碑は、建立時期が大きく二つに分かれている。昭和津波罹災前後の1933年から数年の間のも(後掲一覧表:大船渡7, 同10, 陸前高田7, 同14, 以下同じ)と、戦後に古い碑の風化のため再建した場合(釜石24)や昭和津波50回忌(宮古31)などがある。

前者のグループには、防潮林の竣工を記念するもの(久慈6)、被災した個人の努力を称える頌徳碑(種市6)なども含まれている。

2.3 チリ津波碑

1960年のチリ津波記念碑は宮古2基、大槌1基、大船渡4基(津波襲来地点標石3基を含む)、志津川3基(チリ津波30周年記念チリとの友好碑2基を含む)、雄勝2基(槽・半鐘の津波警報装置)の計12基である。このうち、志津川のチリ友好碑はチリ津波30周年にあたる1990年に建立された。

2.4 江戸時代の津波伝承碑

江戸時代の津波伝承のうち、津波によるものではないが、弘化4年(1847)の溺死者供養碑である。また、記録が少ないが慶長16年(1611)の津波伝承を伝える例が2基(宮古12, 同14)あり、このうちの1基宮古開港記念碑は、宮古港が慶長16年の津波で多大の被害を被り、その後幾星霜、港の復興を記念するもので、1929年に建立されている。

3. 碑面の分析

3.1 明治津波碑の場合

明治津波の碑銘は「海嘯記念碑」、「海嘯溺死者記念碑」、「海嘯遭難者供養碑」など、津波という言葉より海嘯と表現するものが多い。

明治津波碑の全般的傾向をみるために、表-2に戻り、数値の解説を試みよう。

3.1.1 「遭難者」および碑文

まず表中の「遭難者」とは津波の犠牲者の個人名が刻まれる、戒名が刻まれるなどを指しているが、このケースが124基中20基ある。表の項目には例が少ないので挙げていないが、碑銘の他、長大な碑文を刻したものが少数ではあるがみられる。

格調高く漢文などで罹災時の平穏な村の姿が阿鼻叫喚に満ちた状況に一変する有様を描き、また天皇による恩賜金に言及し国家による救済の事実を強調する例として、大日本水難救助会副総裁鍋島直大伯爵(大船渡13)、大日本仏教会の大内青巒による撰文(山田4)、あるいは釜石の当時の最大の製鉄企業であった田中製作所従業員犠牲者103人に対する大内青巒追悼文(釜石15)など著名人による撰文のものがある。これらの碑は2メートルから3メートルに及ぶ巨大な石で造られていて、村の死者を悼み、単に「海嘯溺死精霊塔」などと刻む寡黙な碑(大槌3)とは対照的である。このなかで、特異なのは、1928年33回忌にあたり、「忠烈永芳 英霊合祀」と題して、御真影を波間から救おうとして殉死した釜石箱崎小学校教員柄内泰吉の慰霊碑が建立された例であろう。施主は箱崎講中であるが、津波直後でなく、30年を経過した1920年の終わりに建立されていることの意味は深い。また、「水田復旧整理記」と題される碑は、三陸町吉浜部落が津波によって当時の耕地を失い、耕地組合が33年目にして田地を復旧させた記念碑である(三陸町3)。しかし、こうした例はむしろ稀であり、津波襲来の6月15日(旧暦5月5日と記す例も多数)の日付と碑銘の他はなにも刻されていないも

のが101基あり、圧倒的多数を占めている。これは、昭和の場合と比べた明治津波碑の際立った特徴だといえる。

3.1.2 「被害状況」

表中の項目「被害状況」とは被害にあった町村名、犠牲者の数など、あるいは津波が襲ってきた時の状況などが刻まれているか否かという項目である。124基中38基に精粗はあるが、なんらかの情報が刻まれている。しかし、全体からみれば、3割を占めるに過ぎない。それも極く簡単に被害数値を挙げる例がみられる。

3.1.3 「施主」

表中の項目「施主」とは碑を建てる意志を持ち、そのために資金を集めるなどの努力を成した組織あるいは人を意味する。これが刻されている碑はさすがに60%近くを占めた。施主は、大きく個人の場合と、村・部落、若者組、講中、漁師仲間などの地域組織・団体に分かれる。ほとんどは後者の、部落や念仏講などによるものが多い。個人では「海嘯溺死 小林勝蔵精霊」（釜石10）のような墓石のケースも偶々含まれているが、事例は少ない。個人ではないが、寺院住職による100回忌の供養碑（気仙沼11）、珍しい例としては回国回向行者による「海嘯万人供養碑」（釜石18）がある。回国者本人の山形県生まれという記載の他、妻、長女の名も記されている。津波の深刻な惨害もさることながら、この時代にはこうした回国回向者もまだ存在したことが知られる。ほとんどは以上のような犠牲者の霊を供養するものである。また、牛馬供養塔も珍しくない（宮古4）。

3.2 昭和津波碑の場合

昭和津波碑の最大の特徴は、建立期が津波被災後2、3年の間に集中し、その理由が朝日新聞社募集の義捐金による記念碑建立の指定を受けたものだという事は先に触れた。指定条件などについての詳細は後章で述べられるが、たとえば、碑の高さ（5尺）、幅

（2尺5寸以上）、朝日新聞の義捐金による設立であることを刻する、後世への教訓を刻むことなどであった。

これに沿って、三県は市町村に条件を示し、義捐金の一部を配布した。この結果、碑面には津波警句の標語、朝日新聞社義捐金などが必ず刻まれることになった。そのため、明治津波碑の場合にみられた供養碑としての性格は後退し、犠牲者の名前や戒名が刻まれることはなくなった。なお、本稿では未調査であるが、北海道の罹災地域にも義捐金が配分され、趣旨に沿って津波碑が建てられた。

3.2.1 「警句」

警句がどのようにして募られたのかは現在のところ明らかではないが、碑面に刻まれた警句には、地域的に一定のまとまりが認められる。このことから、警句の選択についてのある程度の推定も可能であるように思われる。以下では、どのような警句が刻されているかをみることにする。

警句は概ね地震の後に津波が来ることを警告する内容であるが、その表現にはヴァリエーションがある（表-5）。

特に後世への教訓性の強いものは、a.地震—海鳴り（沖鳴り）—津波、あるいはb.大地震—津波という昭和津波の体験が強く打ち出されてはいるが、ほぼ表-4に挙げた9パターンになる。地域的にみると、同じ市町村内では同一のパターンを選択している傾向が強い。たとえば、パターン1「地震海鳴りほら津波」は青森県三沢から階上の海岸線に沿う地域の5基がある。しかし、必ずしも地域ごとに同じ警句一色というわけでもなさそうである。たとえば、パターン3「大津波くりくりてめけぬ…」は岩手県知事石黒英彦作によるが、これを採用している地域は、久慈で7基中の5基、田野畑3基中の2基、釜石6基中の2基であって、必ずしも岩手県全体で同じものが採用されているわけではない。また、パターン7の「大地しんそれつなみ」は、気仙沼で1基しか採用されていないのに比べ、大地震と大津波襲来との関係性に一呼

表-5 昭和津浪碑の警句

パターン	警句	件数	地域
1	地震海鳴りほら津浪	5	青森県三沢、百石、階上
2	地震があつたら津浪の用心	47	岩手県種市、宮城県唐桑、本吉、気仙、歌津、志津川、北上、雄勝、女川、牡鹿、石巻、山元
3	大津波くくりてめけぬ雄心もて、いさ追ひ進み参り上らし	9	岩手県久慈、田野畑、釜石
4	地震があつたら津浪の用心せよ、高いところへ逃げよ、…	7	岩手県大槌、陸前高田
5	大地震の後には津浪が来る	20	岩手県普代、岩泉、田老、山田、釜石、三陸町、
6	強い地震は津波のしらせ	5	岩手県宮古
7	大地しんそれつなみ	1	宮城県気仙沼
8	大地震どんと沖鳴りそれ津波	2	宮城県気仙沼
9	大地震それくるぞ大津波	3	宮城県気仙沼

吸あるパターン9「大地震それくるぞ大津波」は同じような内容を伝えるものであるにしても、採択したケースが同じ気仙沼で3基認められる。また、気仙沼ではパターン7「大地震どんと沖鳴りそれ津波」も2基、三県を通じて郡を抜いて採択の多かったパターン2「地震があつたら津浪の用心」は気仙沼地域でも1基採用されている。なお、パターン5「大地震の後には津浪が来る」は、この第1句の後に、「地震があつたら高い所へ集れ、津浪におわれたら、何処でも此所位の高い所へのぼれ、遠いところへ逃げては津浪に追付かる、近くの高い所を用意しておけ、県指定の住宅適地より低い所へ家を建てるな」と5カ条に及ぶ詳しい警句が刻ざまれているケースもあり、また、第2句に「地震があつたら津浪の用心」を採用している例もある。このことから、まず幾つかのパターンが示され、その中からある程度部落ごとに採択するという自由があつたのではないかと推定される。すでにみたように石材の大きさも指定されており、巨大な石の運搬には海上輸送の手段が使われたという(卯花政孝氏聞き取り調査による)。碑文に石材業者として石巻の石材店が頻繁に登場することなどを考えれば、限られた石材産出地で碑が造られ、目的地へ海上輸送されたと考えられることから、以上の碑面の警句についての推定は一定程度の妥当性を持つのではないかと考える。なお、パターン2が47基、パターン5「大地震の後には津浪が来る」も20基と、警句の採用に偏重がみられる点は、表現の妥当性、穏当さなどが好まれて、多くの地域で採用されたのではないかと考えられる。

次に以上のパターンに入らないタイプのものを挙げておく。

岩手県田野畑村鳥越広福寺の記念碑は、片仮名、しかも東北訛で刻まれている点でユニークで味わいがある。これは個人が建てたもので、朝日新聞社義捐金によるものではない。碑文の内容は、ほぼ表-4のパターンにある警句が採られている。

「ヂシガシタラバユダスルナ、ヂシガアッタラタカイトコロニアヅマレ、ツナミニオハレタラタカイトコロニアガレ、オカミノサダメタヤシキチヨリヒクイトコロニ家ヲタテルナ」 (田野畑3)

また、つぎのようなものもある。
「高き住居は児孫の和楽、想へ惨禍の大津浪、此処より下に家を建てるな」

(宮古30)

「一、不時の津浪に不断の用心 一、地震の後どんと鳴ったら津浪と思へ 一、地震の後潮が退いたら警鐘を打て 一、津浪来たなら直ぐ逃げろ 一、金品より生命」

(陸前高田15)

いずれも後世へ是非とも伝えたいという強い情熱が、こうした警句を生み出した力であることがわかる。

3.2.2 「被害状況」

「被害状況」は碑面に当該地域の被害状況が記されているか否かを把握するための項目である。概して簡単な被害概況を記す例が多い。以下の例は、被害額なども含め、簡潔に刻ざまれている宮城県本吉郡本吉町小谷のケースである。行政的には本吉町に含まれるが、住民の生活的、社会的単位である旧部落の小谷が単位である。明治・昭和の津波碑がともに行政上の単位ではなく、依然として実際の生活的、社会的単位であり続けた旧部落ごとに設けられたことはこの碑の持つ意味の一端を表わしているのである。

まず、碑の表には「地震があったら津浪に用心」と刻され、右側面に小谷村の損害総額51000円、3300円住家流失6戸、5500円非住家流失及破損34戸、6400円漁船流失及破損81艘、5200円土地13町5反歩、35600円その他、そして左側面に震嘯災記念襲来日時昭和8年3月3日午前2時32分、と刻まれている。裏面は建碑担当掛大谷村村長、助役、書記の3名の名前が記されている。朝日新聞義捐金による碑の場合は、警句の他の情報は当該村の被害を上記のように数値で簡単に示す例が多い。しかし、こうした情報が記していないものが全体の半数を占める。

3.2.3 「義捐金」・「恩賜金」・「篤志寄付」

朝日新聞社義捐金によることを明記するという指定条件によって、これを資金として建立された碑はほとんどの場合そのことが刻まれている。なかには、朝日新聞社の社標が碑面に彫られているものもある。しかし、義捐金に関する表現は一樣ではなく、単に義捐金を受けた事実だけを刻する場合と義捐金の金額を明記する場合がみられる。また、被災状況を詳細に記す碑では、まず天皇による恩賜救済金に言及し、新聞社義捐金の趣旨を付け加える事例が若干例ある。そうした事例のなかでも特異なものとして、釜石唐丹の場合をみておきたい(釜石34, 36)。

唐丹村は明治、昭和ともに岩手県中でも最大の被害を受けた地域の一つであったが、こ

こには昭和津波碑が本郷、白浜の旧部落にそれぞれ1基ずつ建てられている。

唐丹本郷の碑は、碑の表に岩手県石黒英彦知事の和歌(表-5, パターン3)を刻み、裏面に朝日新聞社350円、その他の寄付者として柴琢治(唐丹村長)50円、佐藤丑藏(石工)50円の寄贈を明記し、14名の世話人の名前も刻されている。唐丹白浜の1基は、大きさも最大級の高さ430cm、幅150cm、厚さ150cmのもので、碑面一杯に次のような内容が刻されている。まず、表に岩手県石黒英彦知事の和歌を刻み、裏に津波来襲時の状況、263の家屋流失と359人の命が奪われたこと、天皇の内帑金、侍従派遣、石黒知事の救済事業への尽力、県その他の関係機関の尽力を摘記し、災害当時の岩手県職員28名の名前と位階勲等を刻したものである。1周忌にあたる昭和9年3月3日、皇紀2594年に建立されたことも記された。こうした例は、すでにみた警句を刻む幾例かの津波碑と比べて極めて異例なものであり、津波防災の将来への教訓というわかり易い目標を大きく逸脱している。これは恐らく当時の顕彰碑の一般的概念としては珍しいものではなかったであろうが、災害碑の多くが犠牲者の鎮魂、供養あるいは地域の人々への教訓を含めたメッセージを伝えるものであったという点からすれば、やはり災害碑としては異例のものである。

3.2.4 「施主」

昭和津波碑の場合は朝日義捐金で建立されたものが圧倒的多数を占める。この場合、施主は朝日新聞社となるが、行政町村は建碑の単なる代行者ではなく、碑文の選定などその実際を担っていると判断される。本稿はこの立場に立ち、町・村を施主と見做した。しかし、その事例はすでに多くを示してきたので、ここで朝日新聞社義捐金によらない事例を紹介しておく。

朝日新聞義捐金以外の建碑は、犠牲者となった人々をそれぞれ個別の関係性において悼むものである。同級生4名が犠牲となった人々による「弔海嘯死者碑」(田老6)、

津波による漁船遭難の犠牲者(田老8)、漁業組合の慰霊碑(岩泉2)などがある。

3.2.5 その他

明治・昭和津波碑の双方ともに、「津波境」あるいは「津波襲来地点」、「津波到達地点」などと刻まれた標石がある。これは津波がここまで来たということを示す点で、事後の防災の観点からは有効性が評価されているものである。これらが分布する地域は以下に限られている。明治津波で大船渡4基、昭和津波で大船渡9基、宮古2基、志津川町1基、チリ津波で大船渡4基である。その他、津波襲来の痕跡を寺院の柱や岩に記したものなども存在するが、今回はそうしたものは算入されていない。

4. まとめ

この章の最後に、明治三陸津波碑の破損状態の著しいものが最近修復され、蘇った事例を挙げて、津波碑の永続を図ることがもたらす社会的意味を考え、この章のまとめとしたい。

1995年明治三陸津波100回忌を迎え、気仙沼市地福寺では百年祭の法要が営まれ、碑が建てられた(気仙11)。また、1998年には三陸町綾里では明治三陸津波伝承碑が消防百年祭を期に建てられ(三陸町16)、1999年にはチリ津波から40年を経た雄勝で津波災害からの復興を記念して土地整理事業完成碑が建てられた(雄勝12)。災害復興の記念碑が建立され、地域の過去の災害経験を後世に伝え、災害からの被害軽減に役立てようとする自発的な動きが明治津波100回忌を期して行われたことは、碑面の剥落などで忘れられようとしている多数の津波碑にも将来があることを示唆している。

これまでの分析で明らかにしたように、明治、昭和の津波記念碑の大多数は地域に生き、無念のうちに災害の犠牲のなった人々を

供養しようとする住民自身の意志で建てられたものである。明治津波碑の多くが寡黙であった理由も、相互に緊密な間柄のなかでは多くを語る必要がなかったためであろう。碑に刻まれた文字や文面のメッセージはそれぞれであっても、それらに共通するものは、そうした行為が地域の人々の結束を促し、困難な未来を拓く力となるということではないだろうか。遠忌はひとつのきっかけにしか過ぎない。社会が必要とするものであれば、過去の災害から立ち直った記憶を微かにでも持つ社会においては、遠忌は現在を動かす力となることが示されている。

謝 辞

本研究をおこなうにあたり、首藤伸夫・卯花政孝両氏の協力をいただき、また岩手県学術研究振興財団より助成金を受けたことに感謝します。

参 考 文 献

本稿は、首藤伸夫・後藤智明「三陸大津波痕跡調査」(東北大学工学部「津波防災実験所研究報告」第2号, 1985)、首藤伸夫・後藤智明「三陸大津波痕跡調査報告」(東北大学工学部「津波防災実験所研究報告」第2号, 1985)、卯花政孝「三陸沿岸の津波石碑—その1・釜石地区—」(東北大学工学部災害制御センター「津波工学研究報告」第8号, 1991)、卯花政孝「三陸沿岸の津波石碑—その2・三陸地区, その3・大船渡地区, その4・陸前高田地区—」(東北大学工学部災害制御センター「津波工学研究報告」第9号, 1992)の基礎的データ、及びその後の調査に基づく、卯花政孝・北原糸子・首藤伸夫「三陸地方における津浪記念碑の分布について」(「第17回歴史地震研究発表会講演要旨集」, 2000)所収のデータを利用した。